



健全な水循環への取組について

令和4年2月22日 環境省水·大気環境局水環境課

水循環の姿 ~健全な水循環~



- 水循環:水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること
- ▶ 健全な水循環:人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環



資料)内閣官房水循環政策本部事務局

水循環基本法



水循環基本法(平成26年4月2日公布、7月1日施行)のポイント

- 1. 水循環に関する施策を推進するため、水循環政策本部を設置
- 2. 水循環施策の実施にあたり基本理念を明確化
- 3. 国、地方公共団体、事業者、国民といった水循環関係者の責務を明確化
- 4. 水循環基本計画の策定
- 5. 水循環施策推進のための基本的施策を明確化

水循環施策の総合的かつ一体的推進

水循環政策本部-内閣に設置-

健全な水循環の維持又は回復

経済社会の健全な発展国民生活の安定向上



で挨拶する安倍内閣総理大臣(当時)

目的

水循環に関する施策を"集中的"かつ"総合的"に推進するため。

組織

水循環政策本部長:内閣総理大臣

水循環政策副本部長:内閣官房長官及び

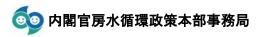
水循環政策担当大臣

水循環政策本部員:すべての国務大臣

事務

- ✓ 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進
- ✓ 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて 実施する施策の総合調整
- ✓ 水循環に関する施策で重要なものの企画及び 立案並びに総合調整

水循環計画(令和2年6月)の概要



水循環基本計画

- □ 水循環基本法に基づき、政府が水循環に関する基本的な計画として定めるもの。
- □ 改定前の水循環基本計画は、平成27年7月に閣議決定され、令和2年7月に5年を経過。
- 水循環基本法では、「おおむね5年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加える」こととされている。

水循環基本法(抜粋)(平成26年7月1日施行)

- 第13条 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画(以下「水循環基本計画」という。) を定めなければならない。
- 第13条 5 政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

水循環基本法

(平成26年4月2日公布、7月1日施行)

水循環基本計画(平成27年7月本部※決定・閣議決定)

- - 水循環施策の効果に関する評価(レビュー)
 - ・ 有識者、地方公共団体等の各方面からの意見聴取
 - 新たな水循環基本計画(原案)のパブリックコメント

新たな水循環基本計画

(令和2年6月本部※決定・閣議決定)

おおむね5年ごとに見直し

※水循環政策本部。内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び水循環政策担 当大臣を副本部長、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣を本部員とする

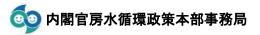
水循環基本計画の見直しの基本的な考え方

令和から始まる「新・水戦略」

- 流域の様々な主体が連携・協力して、流域水循環計画を策定し、健全な水循環の維持又は回 復のための施策を推進する流域マネジメントの全国展開と質の向上
- 気候変動の影響等による水災害の頻発・激甚化、懸念される水災害リスクの増大に対応し、 気候変動等のリスクに対応できる安全・安心な社会の実現に向けて加速
- 産学官民が連携して、普及啓発、広報、教育及び人材育成に戦略的に取り組み、健全な水循環を次世代に継承
- 経験や教訓、優れた水分野の技術やノウハウを生かし、世界の水問題の解決を我が国がリード

新たな水循環基本計画で重点的に取り組む3本柱

- ① 流域マネジメントによる水循環イノベーション ~流域マネジメントの更なる展開と質の向上~
- ② 健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現 ~気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応~
- ③ 次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承 ~健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献~



<水循環基本法(抄)>

(国の責務)

※水循環基本法の一部を改正する法律(令和3年法律第73号)で赤字が追加

第四条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、水循環に関する施策(地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地下水の適正な保全及び利用) ※水循環基本法の一部を改正する法律(令和3年法律第73号)で追加

第十六条の二 国及び地方公共団体は、前三条に定めるもののほか、地下水の 適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又 は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存、地下 水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置又はこれに類する業 務を行う既存の組織の活用、地下水の採取の制限その他の必要な措置を講ず るよう努めるものとする。

- ■水循環基本計画は平成27年に閣議決定。おおむね5年毎に見直しを行い、必要な変更を加えるものとしている(直近では令和2年6月に見直し)。
- ■一方、令和3年6月に水循環基本法が一部改正され、地下水に関する規定が追加された。 法改正の決議を受けて、水循環基本計画の改定の必要性を検討した結果、法改正で規定 が追加された地下水に関する内容を充実化するため、水循環基本計画を一部見直すこと としたい。
- ■水循環基本計画の一部見直しに関しては、水循環施策の推進に関する有識者会議などを通じて、水循環に関する各分野における専門的意見を伺いながら、議論していく。

【参考】水循環基本法の一部改正案に対する決議

R3.6.2 衆議院国土交通委員会 R3.6.8 参議院国土交通委員会

※下線部は参議院国土交通委員会のみの記載

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 政府においては、地方公共団体が地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、法令に違反 しない限りにおいて条例で定めるところにより、地下水の採取の制限その他の必要な制限をすることができることについて、地方公共団体に対して、周知を行うこと。また、その条例制定等に関し、必要な助言等の支援を行うとともに、制定動向を把握し公表に努めること。
- 二 地下水マネジメントを推進するため、地方公共団体等により観測されている観測データを集約し相互利用する地下水データベースの構築を推進するとともに、地方公共団体による地下水の適正な保全及び利用に関する協議会の運営や、地方公共団体等が行う地下水に関する観測等に必要な支援を講ずること。

また、飲み水などの生活用水や農業用水としても利用される地下水の水質に影響を及ぼす可能性のある土地の利用に当たっても、 地域住民の意見を踏まえた対応が図られるよう必要な措置を講ずること。

三 法改正を踏まえ、水循環基本計画の改定等の必要性について検討を行うこと。

環境省ウォータープロジェクト

- •「水循環基本法」に基づき、健全な水循環の維持・回復のための取組 推進のため、官民連携「ウォータープロジェクト」を発足。
- 環境省が関係主体間の連携協力の場をつくり、民間企業等の主体的・ 自発的・積極的な活動を推進し、全国的に幅広く国民の理解と関心を 深める。

平成26年8月1日発足(令和4年2月現在:309団体参加)

くポータルサイトでの情報発信・参加団体募集>

〈イベントの開催〉



<啓発ロゴの提供>

Water Project

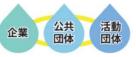








8月1日は水の日



水と向き合う 取組を発信



- ■自発的な活動の促進
- ■国民の意識醸成







環境省ウォータープロジェクト「グッドプラクティス塾」

- 気候変動等を背景に、水リスクへの対応が持続可能な経営の主要素となっている。
- ・共通目標(SDGs)と、これに対応する企業の活動状況(ESG情報)を投資判断等につなげる動きがある。

「水」に関して何にどう取り組むべき?

• 民間企業等が「水」に関する互いのグッドプラク ティスを共有し、それぞれの取組をブラッシュ アップする場として、平成31年4月に「グッドプ ラクティス塾」を発足。(発起人:環境省、一般 社団法人Water-n)



目標像:水で選ばれる企業に

- 水に関して、何にどれくらい取り組むべきかを考え、
- その実態についていかに伝え、各ステークホルダーといかにコミュニケーションを深めるかを考え、
- もって『水で選ばれる』の実現へ

想定するステークホルダー • 投資家 水で 選ばれる 商品 想定するステークホルダー 想定するステークホルダー ・消費者 • 学生、転職希望者

2021年度グッドプラクティス塾開催状況

開催回/時期	テーマ	内容
第1回 (令和3年11月)	導入 「水×SDGsメソッド」	●【講演】水×SDGsメソッド ●【話題提供】CDPのSDGsへの貢献
第2回 (令和3年12月)	リスク 「企業にとっての水リスク」	■【講演】企業活動と水リスク●【事例紹介】水リスクの把握と対応策の検討・ 実施の事例紹介
第3回 (令和4年2月)	管理 「水のサプライチェーンマ ネジメント」	■【講演】水のサプライチェーンマネジメント■【事例紹介】サプライチェーンも含めた水リスクの影響把握、対応の事例紹介
第4回 (令和4年3月)	チャンス 「水辺環境の保全・活用と 連携について」	水辺環境の保全・活用にあたっての地域と企業等の連携施策の講演地域と企業の連携による水辺環境の保全・活用の取組について事例紹介

※第4回は変更の可能性があります





ご清聴ありがとうございました

ウォータープロジェクト事務局 環境省水・大気環境局水環境課 電話 03-5521-8312 メールアドレス Water-Cycle@env.go.jp

ウォータープロジェクトホームページ http://www.env.go.jp/water/project/index.html

